

国立大学法人徳島大学の会計監査人候補者の選定について

令和7年12月24日
国立大学法人徳島大学

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人の監査を受けなければならぬこととされています。会計監査人の選任は文部科学大臣が行いますが、選任にあたっては、各法人が会計監査人の候補者を選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣へ提出する必要があります。

については、令和8年度から令和10年度までの本学の会計監査人に就任を希望する監査法人又は公認会計士の方から会計監査人候補者選定のための提案書を下記により募集します。

なお、提案書の作成に際しては、別紙「提案書の記載事項及び添付資料」を参照のうえ、提出してください。

記

1 会計監査人の資格

- (1) 国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士
- (2) 会社法第337条第3項における欠格事由のこと。
- (3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11、第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等がないこと。
- (4) 提案書提出日現在、金融庁から業務停止命令処分を受けていないこと。

2 会計監査人の任期

今回の選定は令和8年度から令和10年度までの複数年の候補者選定ですが、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約となります。

令和9年度以降については、提案書等を提出していただき、本学においてその内容を評価・検証したうえで、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求ることとします。

なお、選定された者が行政処分を受けた場合や監査契約に基づく履行状況等を検証した上で適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となります。

3 選定方法

- (1) 提案書について、本学が定める「会計監査人候補適任者選定基準」に基づき書

類及びプレゼンテーションにおいて審査及び評価を行い、会計監査人候補者を選定します。

(2) 選定結果は、令和8年4月上旬にすべての提案者に書面にて通知します。

4 提出期限

令和8年1月30日（金）17時（必着）

5 提出部数

8部

6 プrezentationの実施

(1) 別紙「提案書の記載事項及び添付資料」III 監査に関する事項等 1 監査の基本方針、実施体制、計画、内容等についてのプレゼンテーション（15分程度）、その後質疑応答（20分程度）を実施します。

(2) 実施日時等は以下のとおりです。

日 時：令和8年3月3日（火）（詳細な時間は別途お知らせします。）

場 所：本学事務局2階第2会議室（徳島県徳島市新蔵町2-24）

出席者：3名以内（本学の監査責任者及び監査担当者（予定））

(3) プrezentationは、提案書に沿って本学における監査責任者（予定）から説明いただき、質疑応答は監査責任者を含む当日の出席者で対応願います。

(4) プrezentation用資料がある場合は、2月26日（木）までに監査室宛メールにて送付いただくとともに、当日は紙資料として8部持参してください。

7 その他

(1) 提案書の記載事項は令和7年12月末日現在で記載してください。

(2) 提案書に関する担当者の氏名・連絡先を明記してください。

(3) 提案書等の作成費用及びプレゼンテーションに係る旅費等は提案者の負担とします。

(4) 提出された提案書等は、独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律に基づき、公開する法人文書の対象となりますので、守秘することを要望される事項がある場合は、当該事項を指定してください。

(5) 提出された提案書及び添付資料の訂正・変更などは認めません。

また、提出された提案書等については返却いたしません。

(6) 本学の概要等については、オフィシャルホームページを参照してください。

8 提出先・問合せ先

国立大学法人徳島大学 監査室（担当：小賀野（おがの））

〒770-8501 徳島県徳島市新蔵町2-24

E-mail : kansa@tokushima-u.ac.jp TEL : 088-656-9765

以 上

提案書の記載事項及び添付資料

国立大学法人徳島大学

I 会計監査人の資格

- 1 下記を証する書面を提示してください。
 - (1) 国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士
 - (2) 会社法第337条第3項における欠格事由のこと。
 - (3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11、第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等がないこと。
 - (4) 提案書提出日現在、金融庁から業務停止命令処分を受けていないこと。

II 監査法人の概要

- 1 監査法人の概要を記載した書面及び定款（個人の場合はこれに準じた書面）
 - (1) 名称、代表者及び所在地
 - (2) 本学を管轄とする事務所の名称、代表者及び所在地並びに担当者及び連絡先
 - (3) 出資金（資本金）
 - (4) 令和6年度業務収入（営業収益）
 - (5) 令和6年度経常利益
 - (6) 令和6年度当期利益
 - (7) 人員（代表社員数、社員数、公認会計士数、公認会計士試験合格者等数、その他職員数）
 - (8) 関与（監査）会社数
- 上記については、内容が網羅されていれば貴法人の印刷物でも構いませんが、当該箇所がわかるよう明示願います。

III 監査に関する事項等

- 1 監査の基本方針、実施体制、計画、内容等
 - (1) 監査の基本方針
監査の基本方針（質の高い監査、着眼点、重要項目、国立大学法人の特性に配慮した監査等）を具体的に、明瞭かつ簡潔に記載してください。
 - (2) 監査の実施体制
監査の実施体制（監査チームの職務分担、病院部門の配置体制等）及び監査チームに対する組織的な支援体制
 - (3) 監査における指導的機能・助言
国立大学法人会計基準の改訂や公的研究費の管理・監査のガイドラインへの対応、他法人の監査事例等に基づき本学が受けると想定されるリスクへの対応、他大学における有用事例の共有、監査の過程における会計処理や財務諸表等の作成方法に関する指導助言、並びに業務体制に関する助言・情報提供等についての考え方
なお、これらの助言・情報提供等の時期を含めて記載してください。
 - (4) 監事等との連携
監事及び内部監査部門との連携の考え方
 - (5) 監査計画、監査内容
令和8年度から令和10年度までの各年度の監査計画、監査内容を監査実施日数（往査日数）及び期間を含めて具体的に記載してください。
また、大学病院における監査計画等についても記載してください。
 - (6) ガバナンス体制
健全な経営を行うために必要な管理体制や仕組み等を記載してください。
 - (7) 品質管理体制

日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に則した品質管理体制を証する書面を提示してください。

また、直近の品質管理レビュー、検査の結果及び対応状況の概要を提示してください。

(8) 情報セキュリティ体制

役割や責任を明確にした責任体制や、サイバー攻撃への対策等を含む情報セキュリティ体制の整備状況を記載してください。

また、監査業務を進めるに当たって協力会社又はグループ企業等と連携する場合には、どのような体制や対策が講じられているか記載してください。

(9) 監査業務以外の業務としての本学への支援

本契約において、監査業務以外でどのような支援が可能か記載してください。

(例) 学内研修会の実施

2 監査を実施する者の人数、資格、経験等

(1) 監査担当者数

(2) 監査担当者の監査に関する資格

(3) 監査担当者の経験

監査担当者の国立大学法人における監査経験（法人名と年数）

なお、病院部門の監査経験がある場合は、必ずその旨記載してください。

3 金融庁等から受けた処分等の状況

過去3年間において、金融庁又は日本公認会計士協会（以下「金融庁等」という。）から受けた処分等の有無を記載してください。

金融庁等から処分等を受けた場合は、以下の事項を記載してください。

(1) 金融庁からの処分等

- ・処分等の年月日
- ・基本となる処分等の量定
- ・個別事情による加重・軽減の内容
- ・改善策及び再発防止策 等

(2) 日本公認会計士協会からの処分等

- ・処分等の年月日
- ・処分等の内容
- ・日本公認会計士協会会則に対する違反内容
- ・改善策及び再発防止策 等

なお、過去3年間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日までとします。

4 国立大学法人における監査実績等

(1) 国立大学法人における監査実績

令和7年度に会計監査人として監査を行った法人名及び法人数

(2) 特定機能病院における監査実績

令和7年度に会計監査人として監査を行った特定機能病院（病院を持つ国立大学法人を含む。）の病院等名及び病院数

5 監査費用等

(1) 監査費用及び内訳

監査費用は、令和8年度から令和10年度までの年度毎に作成し、消費税額及び地方消費税額を含む価格としてください。

監査費用の内訳として、監査責任者、公認会計士等の資格区分毎の単価、監査予定日数（延べ人日数）及び旅費等の必要経費並びに本学の会計監査人に就任した際に予備調査費用が発生する場合は、その費用を含めて記載してください。

(2) 監査日数の変更に伴う監査費用

監査日数の増減を含め監査日程等に変更が生じたときの監査費用の考え方

- (3) 会計監査人の引継に係る費用
会計監査人交替に伴う引継の考え方及び引継に係る費用

6 ワーク・ライフ・バランス等の推進

以下の認定等を取得している場合は、記載するとともに認定証（写）を1部提出してください。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価しますので、同様に提出してください。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業等）等
- (2) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業等）
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）

7 その他参考事項

上記の事項以外で、監査の参考となる事項があれば記載してください。

以上